

発議案第19号

八千代市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年6月15日

八千代市議会

議長 林 利彦 様

提出者	八千代市議会議員	菅野文男	印
	同	緑川利行	印
	同	横山博美	印
	同	松井秀雄	印
	同	秋葉就一	印
	同	小林恵美子	印
	同	横田誠三	印

提案理由

市長等及び議員について、市が賦課する税等の納付状況を記載した報告書の提出を義務づけ、その要旨を公表するものとする。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市政治倫理条例の一部を改正する条例

八千代市政治倫理条例（平成15年八千代市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（税等納付状況報告書）

第5条の2 市長等及び議員は、市が賦課する税等の納付状況を記載した報告書（以下「税等納付状況報告書」という。）を毎年作成し、納付状況を証する資料を添付して、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された税等納付状況報告書は、市長等に係るものについては市長において、議員に係るものについては議長においてその要旨を公表するとともに、5年間保存しなければならない。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。